

(平成 27 年 11 月 11 日)

TPP 協定（著作権関係）への対応に関する基本的な考え方

TPP 協定の締結に当たっては、我が国の文化や社会経済の発展に資する観点から、著作物等の保護と利用のバランスに留意して対応することが重要である。協定締結に必要な制度改正事項の内容及び影響に照らし、以下のとおり課題及び講じるべき措置についての基本的な考え方を整理する。

1. TPP 協定の締結のために必要な法整備において講じるべき措置

- TPP 協定の締結のために必要な法制度の検討にあたって、以下の事項について、法改正の要否や在り方を検討すること。
 - ①著作物等の保護期間の延長
 - ②著作権等侵害罪の一部非親告罪化
 - ③著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール）に関する制度整備
 - ④配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与
 - ⑤法定の損害賠償又は追加的な損害賠償に係る制度整備
- ②著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、TPP 協定において非親告罪化が義務づけられている範囲及びその趣旨を踏まえつつ、我が国の二次創作文化への影響に十分配慮し、適切に非親告罪の範囲を定めること。
- ③著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール）に関する制度整備については、研究開発など一定の公正な目的で行われる、権利者に不当な不利益を及ぼさないものが制度の対象外となるよう、適切な例外規定を定めること。
- ⑤法定の損害賠償又は追加的な損害賠償の制度整備については、協定で求められる内容と現行法との関係を整理した上で、改正の必要性やその内容を検討すること。検討にあたっては、填補賠償原則など我が国の法体系に即したものとなるよう留意すること。

2. TPP 協定締結に関連して検討すべき措置

- 上記 1. ①の著作物等の保護期間の延長にあたっては、戦時加算の問題について、関係する国際協定、国内法及び政府間交渉の状況を踏まえて適切な措置を講じること。
- 上記 1. ①の著作物等の保護期間の延長に伴い、権利者不明の著作物等の増加が予想されるため、その利用円滑化策を講じることが求められる。文化審議会著作権分科会での審議を踏まえ、著作権者不明等の場合の裁判制度の改善、権利情報の集約等を通じたライセンシングの環境整備等の方策を検討し、順次措置を講じること。

3. TPP協定締結を契機として検討すべき措置

- TPP協定の理念を踏まえれば、我が国において質の高いコンテンツが継続的に生まれされ、国内外に積極的に展開されるよう、コンテンツの創造・流通・利用のサイクルを適切に確保していく必要がある。このため、協定締結を一つの契機として、我が国の著作権に関する制度の見直しを一層加速していくことが適当である。

具体的には、デジタル化・ネットワーク化の進展など新たな社会のニーズに的確に対応して、新産業創出環境の形成、アーカイブの促進、教育の情報化への対応、障害者情報アクセス確保も含め、権利制限規定やライセンシング体制などの制度整備の在り方について引き続き検討を行い、結論の得られたものから順次所要の措置を講じること。